

第三十回国会
衆議院
地方行政委員會議録
第十号

昭和三十四年二月十七日(火曜日)

午前十一時十九分開議

出席委員

委員長 鈴木 善幸君

理事 龜山 孝一君 理事 藤田 彌三君

理事 渡海 元三郎君 理事 丹羽 喬四郎君

理事 吉田 重延君 理事 門司 亮君

相川 勝六君 天野 光晴君

飯塚 定輔君 加藤 精三君

田中 榮一君 津島 文治君

富田 健治君 野原 正勝君

保岡 武久君 山崎 巖君

太田 一夫君 加賀田 進君

北條 秀一君 矢尾喜三郎君

出席國務大臣

國務大臣 青木 正君

出席府政務次官

自治政務次官 黒金 泰美君

自治府政務次官 藤井 貞夫君

自治府政務局長 奥野 誠亮君

自治府財政局長 奥野 誠亮君

自治府事務局長 金丸 三郎君

自治府事務局長 金丸 三郎君

自治府事務局長 金丸 三郎君

自治府事務局長 金丸 三郎君

自治府事務局長 金丸 三郎君

自治府事務局長 金丸 三郎君

自治府事務局長 金丸 三郎君

自治府事務局長 金丸 三郎君

自治府事務局長 金丸 三郎君

自治府事務局長 金丸 三郎君

自治府事務局長 金丸 三郎君

自治府事務局長 金丸 三郎君

自治府事務局長 金丸 三郎君

自治府事務局長 金丸 三郎君

自治府事務局長 金丸 三郎君

自治府事務局長 金丸 三郎君

自治府事務局長 金丸 三郎君

自治府事務局長 金丸 三郎君

二月十四日
公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四九号)

二月十六日
地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一五三号)

同日
市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願(古井喜實君紹介)(第一四二六号)

同日
同(橋本正之君紹介)(第一五二六号)

同日
地方財政の確立に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第一四二七号)

同日
農地法による地方公共団体の経費負担の改正に関する請願(池田清志君紹介)(第一四七二号)

同日
同(中馬辰猪君紹介)(第一五二五号)

同日
同(中馬辰猪君紹介)(第一五二五号)

同日
本會村の愛知県編入に関する請願(江崎真澄君紹介)(第一五二三号)

同日
同(佐藤觀次郎君紹介)(第一五二四号)

同日
同(佐藤觀次郎君紹介)(第一五二四号)

同日
同(佐藤觀次郎君紹介)(第一五二四号)

同日
同(佐藤觀次郎君紹介)(第一五二四号)

同日
同(佐藤觀次郎君紹介)(第一五二四号)

同日
同(佐藤觀次郎君紹介)(第一五二四号)

同日
同(佐藤觀次郎君紹介)(第一五二四号)

同日
同(佐藤觀次郎君紹介)(第一五二四号)

同日
同(佐藤觀次郎君紹介)(第一五二四号)

同日
同(佐藤觀次郎君紹介)(第一五二四号)

同日
同(佐藤觀次郎君紹介)(第一五二四号)

同日
同(佐藤觀次郎君紹介)(第一五二四号)

同日
同(佐藤觀次郎君紹介)(第一五二四号)

同日
同(佐藤觀次郎君紹介)(第一五二四号)

同日
同(佐藤觀次郎君紹介)(第一五二四号)

同日
同(佐藤觀次郎君紹介)(第一五二四号)

同日
同(佐藤觀次郎君紹介)(第一五二四号)

同日
同(佐藤觀次郎君紹介)(第一五二四号)

同日
同(佐藤觀次郎君紹介)(第一五二四号)

同日
同(佐藤觀次郎君紹介)(第一五二四号)

同日
同(佐藤觀次郎君紹介)(第一五二四号)

同日
同(佐藤觀次郎君紹介)(第一五二四号)

同日
同(佐藤觀次郎君紹介)(第一五二四号)

同日
同(佐藤觀次郎君紹介)(第一五二四号)

同日
同(佐藤觀次郎君紹介)(第一五二四号)

同日
同(佐藤觀次郎君紹介)(第一五二四号)

同日
同(佐藤觀次郎君紹介)(第一五二四号)

同日
同(佐藤觀次郎君紹介)(第一五二四号)

同日
同(佐藤觀次郎君紹介)(第一五二四号)

同日
同(佐藤觀次郎君紹介)(第一五二四号)

○鈴木委員長 これより會議を開きます。

去る十三日、本付託になりました市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。國務大臣 青木正君。

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

改正する法律案の提案の理由とその要旨を御説明申し上げます。

現行の市町村職員共済組合法においては、市町村職員共済組合の、いわゆる付加給付及び短期給付に要する費用についての市町村の負担金に関する特例が昭和三十四年十二月三十一日まで認められていたものでありますが、この法律案は、これらの特例が認められる期間を、昭和三十五年十二月三十一日まで延長しようとするものであります。

市町村職員共済組合の発足の際、健康保険組合の権利義務を承継した組合は、昭和三十四年十二月三十一日まで、当該健康保険組合が行なっていた付加給付を引き継いで行うことができることとされており、また、健康保険組合を組織していた市町村で職員である被保険者の負担する保険料より多額の保険料を負担していたものについては、昭和三十四年十二月三十一日までの間は、引き続き、組合の短期給付に要する費用は、市町村と職員との折半負担の建前にかかわらず、市町村において組合員より多額の負担をすることができるとされてきたのであります。

市町村職員共済組合に付加給付を認めるべきかどうか、また、短期給付に要する費用について市町村の負担金と職員の掛金との負担割合をどのように定めるべきかは、種々議論のあるところであり、

○鈴木委員長 次に、去る十四日付託になりました公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。國務大臣 青木正君。

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

ろであります。地方公務員を通ずる統一的な共済制度について検討が進められていた折でもありますので、この際は、これらの特例期間を一年間延長することにいたしましたのであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○鈴木委員長 次に、去る十四日付託

になりました公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。國務大臣 青木正君。

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法（以下「新法」といふ。）第十一条第一項の規定により公庫の総裁として任命されたものとみなす。

3 前項に規定する公庫の総裁の任期は、新法第十二条第一項の規定にかかわらず、同項の任期からその者が公庫の理事長として在任した期間を控除した期間とする。

理由

公営企業金融公庫について、資本金を増額し、及び理事長を総裁に改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○青木国務大臣 ただいま議題となりました公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

公営企業金融公庫は、地方公共団体の経営いたします水道事業、交通事業、病院事業等の公営企業の健全な運営に資するため、公営企業にかかる地方債につき低利かつ安定した資金を融通する目的をもって昭和三十三年六月に設立されたものであります。その後同公庫はきわめて順調な経営を行い、設立所期の目的を果しつつあるものであります。しかして今後地方公共団体の公営企業を円滑に推進して参りますためには、公営企業金融公庫の運営を一そう充実していく必要があるものであります。この意味において、同公庫の経営の健全化をはかるため、今回産業投資特別会計から五億円増資し、現在の資本金十億円を十五億円に改めることとしたのであります。また公庫の業務が設立当初に比較して拡充されて参ります

したことに伴い、同公庫の理事長を他の金融公庫におけると同様総裁に改めることとしたのであります。これが、この法律案の提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○鈴木委員長 次に、地方税法等の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。国務大臣青木正君。

二 その他の事業を行う法人
特別法人 所得のうち五十万円以下の金額の百分の七
所得のうち五十万円をこえる金額及び清算所得の百分の八
所得のうち五十万円をこえる金額の百分の八
所得のうち年百万円をこえる金額の百分の十
所得のうち年百万円をこえる金額及び清算所得の百分の十二

第七十二条の二十二第二項中「（特別法人を除く。以下本項において同じ。）」を削り、「同項第二号の規定にかかわらず、」の下に「特別法人にあつては所得及び清算所得の百分の八とし、その他の法人にあつては」を加え、同条第三項中「百万円に当該事業年度の月数に乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。「を」百万円に当該事業年度の月数に乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とし、「年二百万円」とあるの

地方税法等の一部を改正する法律案
地方税法等の一部を改正する法律案
（地方税法の一部改正）
第一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。
第七十二条の二十一第一項及び第二項中「十二万円」を「二十万円」に改める。
第七十二条の二十二第二項第二号を次のように改める。

は「二百万円に当該事業年度の月数に乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。」に改める。
第七十二条の三十三の次に次の一条を加える。
（更正の請求）
第七十二条の三十三の二 第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定による申告書（前条第一項の規定によつて提出された申告書）については、第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定による申告書の提出期限から一月以内に提出されたものに限り、道府県知事に対し、当該申告書に記載した所得若しくは収入金額若しくは事業税額の計算が事業税に関する法令の規定に従つていなかつたこと又は当該計算に誤があつたことにより、当該所得若しくは収入金額又は事業税額が過大である場合においては、当該申告書に係る第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定による申告書の提出期限から一月以内の限り、道府県知事に対し、当該所得若しくは収入金額又は事業税額につき、第七十二条の三十九第一項又は第七十二条の三十九第二項又は第七十二条の四十一第一項の規定による更正をすべき旨を請求することができる。

更正の請求

十八の規定による申告書の提出期限から一月以内に提出されたものに限り、道府県知事に対し、当該申告書に記載した所得若しくは収入金額若しくは事業税額の計算が事業税に関する法令の規定に従つていなかつたこと又は当該計算に誤があつたことにより、当該所得若しくは収入金額又は事業税額が過大である場合においては、当該申告書に係る第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定による申告書の提出期限から一月以内の限り、道府県知事に対し、当該所得若しくは収入金額又は事業税額につき、第七十二条の三十九第一項又は第七十二条の三十九第二項又は第七十二条の四十一第一項の規定による更正をすべき旨を請求することができる。

税額が過大となる場合において、当該修正申告書を提出した日又は当該更正若しくは決定の通知を受けた日から一月以内に限り、道府県知事に対し、当該所得若しくは収入金額又は事業税額につき、第七十二条の三十九又は第七十二条の四十一の規定による更正をすべき旨を請求することができる。

3 道府県知事は、法人が交通のと絶その他やむを得ない理由により前二項の規定による更正の請求をその期限内にすることができないと認められる場合には、総理府令の定めるところにより、その期限を延長することができる。

4 道府県知事は、第一項又は第二項の規定による更正の請求があつた場合においては、その請求に係る所得若しくは収入金額若しくは事業税額を更正し、又はその請求の理由がない旨を当該請求をした法人に通知しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定による更正の請求があつた場合においても、道府県知事は、事業税に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予しない。ただし、道府県知事において相当の理由がある地方団体の徴収金の全部又は一部の徴収を猶予することができ

「第七十二条の三十三に改める。」

第七十二条の四十一第三項中「不足額を『過不足額』に改める。
第七十二条の四十八第一項中「その他の法人」を「法人」に、「年百万円をこえる部分の金額」を「年百万円をこえる年二百万円（当該法人の事業年度が一年に満たない場合においては、第七十二条の二十二第三項の規定を適用して計算した金額。以下本項において同じ。）以下の部分の金額と年二百万円をこえる部分の金額」に改める。
第七十二条の六十五第二項中「第七十二条の三十九又は」を「第七十二条の三十三の二第四項の規定による通知、第七十二条の三十九若しくは」に、「事業税額の更正若しくは決定の通知」に、「当該更正若しくは決定又は」を「当該第七十二条の三十三の二第四項の規定による通知に係る請求の理由がない旨の決定、当該課税標準額若しくは事業税額の更正若しくは決定又は当該」に改める。
第七十四七条第一項第一号中「百二十センチ」を「三・〇四八メートル」に改める。
第八十条第一項第一号中「面積千坪ごとに」年額「三十円」を「面積百アールごとに」年額「九十円」に、「面積千坪ごとに」年額「六十円」を「面積百アールごとに」年額「百八十円」に改め、同条同項第二号中「延長一町ごとに」年額「三十円」を「延長千メートルごとに」年額「二百七十円」に、「面積千坪ごとに」年額「三十円」を「面積百アールごとに」年額「九十円」に改める。
第三百五十条第一項ただし書中「百分の二・五」を「百分の二・一」に改め、同条第二項から第七項までを削る。
第三百五十一條中「土地又は家屋にあつてはそれぞれ一万円、償却資産にあつては十万円」を「土地にあつては二万円、家屋にあつては三万円、償却資産にあつては十五万円」に、「一万円又は十万円」を「二万円、三万円又は十五万円」に改める。
第七百条の二第一項第一号中「摂氏を温度」に改める。
第七百条の七中「軽油一キロリットルにつき、八千円」を「一キロリットルにつき、一万二千円」に改める。
（地方財政法の一部改正）
第二条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。
附則第三十三条を次のように改める。

（固定資産税の税率の引下げに伴う起債の特例）
第三十三条 昭和三十三年において固定資産税を百分の二・一をこえる税率で課した市町村（以下「不均一課税市町村」といふ。）を含む。以下同じ。）で、地方税法等の一部を改正する法律（昭和三十

十四年法律第 号）による改正後の地方税法第三百五十条の規定の施行により、昭和三十四年度において固定資産税を百分の二・一で課するもの（不均一課税市町村にあつては、固定資産税を百分の二・一をこえる税率で課した区域につき、昭和三十四年度において固定資産税を百分の二・一の税率で課するもの）は、固定資産税の税率の引下げによる政令で定める方法によつて算定した昭和三十四年度の減収額をうめるため、昭和三十四年度において、第五條の規定にかかわらず、当該減収額に相当する額の地方債を起すことができる。

2 前項の規定による地方債については、国は、毎年度、当該年度の元利償還金の額に相当する額の地方債元利補給金を当該市町村に交付するものとする。
3 第一項の規定による地方債は、国が資金運用部資金をもつてその金額を引き受けるものとする。
4 市町村が第一項の規定による地方債を起す場合においては、地方自治法第二百五十條の規定にかかわらず、自治庁長官の許可を受けなければならない。この場合においては、自治庁長官は、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

5 第一項の規定による地方債の利息の定率及び償還の方法並びに第二項の規定による地方債元利補給金の交付の方法その他前四項の規定の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則
（施行期日）
第一条 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。
（個人の事業税及び固定資産税に關する規定の適用）
第二条 この法律による改正後の地方税法（以下「新法」といふ。）第七十二條の二十一、第三百五十條及び第三百五十一條の規定は、昭和三十四年度分の地方税から適用する。
（法人の事業税に關する規定の適用）
第三条 新法第七十二條の二十二及び第七十二條の四十八の規定は、昭和三十四年四月一日の属する事業年度分及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する事業税（新法第七十二條の六の規定により清算所得に対する事業税を課されない法人以外の法人の清算中の事業年度に係る事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき事業税を含む。）から適用する。
（軽油引取税に關する規定の適用）
第四条 この法律の施行の際特約業者若しくは元売業者以外の者が特約業者若しくは元売業者から又は特約業者が他の特約業者からすでに引取を行つた軽油について、この法律の施行後当該特約業者又は元売業者が引取を行つたための貯蔵場又は取扱所（以下「貯蔵場等」といふ。）からの移出（当該特約業者又は元売業者の管理する他の貯蔵場等への移出及び特別徴収義務者以外の販売業者が引取を行つた軽油の特約業者又は元売業者以外の者が管理する貯蔵場等からの当該販売業者への移出を除く。）を行つた場合においては、当該移出を新法第七百条の三に規定する特約業者又は元売業者からの軽油の引取とみなし、新法の規定（第七百条の五第二号及び第三号の規定を除く。）を適用する。この場合における軽油引取税の税率は、新法第七百条の七の規定にかかわらず、一キロリットルにつき四千円とする。

第五条 この法律の施行の際、軽油引取税の特別徴収義務者以外の者が管理する貯蔵場等にある特別徴収義務者以外の販売業者の所有する軽油の数量が同一道府県内において一キロリットル以上である場合においては、当該販売業者がこの法律の施行の日に特約業者から軽油の引取を行つたものとみなし、新法の規定（第七百条の五第三号の規定を除く。）を適用する。この場合における軽油引取税の税率は、新法第七百条の七の規定にかかわらず、一キロリットルにつき四千円とする。

第六条 前条の場合において、軽油引取税の徴収は、申告納付の方法によるものとし、当該販売業者は、この法律の施行の日から起算して十五日以内に同条の規定により特約業者から行つた引取とみなされる軽油に係る軽油引取税の課税標準額、税額その他当該道府県の条例で定める事項を記載した申告書を当該貯蔵場等に係る軽油を

直接管理する販売業者の事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した税額を当該道府県に納付しなければならぬ。

2 道府県知事は、前項の場合における軽油引取税の税額が政令で定める額をこえるときは、政令で定めるところにより、当該販売業者の申請により、当該税額のうち当該政令で定める額をこえる部分について、三月以内の期間を限って徴収猶予をすることができ、この場合において、必要があると認めるときは、道府県知事は、当該販売業者から担保を徴することができる。

3 新法第十六条の三第三項から第六項まで及び第十六条の四第二項から第五項までの規定は、前項の規定によつて徴収猶予を受けた納税者が担保を提供する場合及びその徴収猶予を受けた地方団体の徴収金を期限内に納付しない場合について準用する。この場合において、同法第十六条の三第三項中「前二項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第 号）附則第六条第二項」と、同法同条第六項中「第一項及び第二項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第二項」と、同法第十六条の四第二項中「第十六条の二の規定によつて徴収猶予を受けた者がその徴収金を期限内に納付せず、若しくは納入しない場合又は前項の規定によつて徴収する場合」とあるのは

「地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第二項の規定によつて徴収猶予を受けた者がその徴収金を期限内に納付しない場合」とあるのは、

は「地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第二項の規定によつて徴収猶予を受けた者がその徴収金を期限内に納付しない場合」と、同法同条第四項及び第五項中「第十六条の二」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第二項」と読み替へるものとする。

4 道府県知事は、第二項の規定によつて徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金及び延滞加算金中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

5 第二項の規定による抵当権の取得又は第三項において準用する新法第十六条の三第四項の規定による差押の解除に関する登記については、登録税を課さない。

（改正前の地方税法の規定に基いて課し、又は課すべきであつた地方税法の取扱）

第七条 この法律による改正前の地方税法の規定に基いて課し、又は課すべきであつた地方税法については、なお従前の例による。

理由

地方税制の現況と国民負担の現状にかんがみ、個人の事業税の基礎控除額を引き上げ、法人の事業税の軽減率の引下げと適用限度額の引上げを行い、固定資産税の制限税率の引下げと免税点の引上げを行うほか、道路整備の財源に充てるため軽油引取税の税率を引き上げ、その他地方税法の規定の整備を行うとともに、固定資産税の制限税率の引下げ

による減収額をふめるための地方債の特例を認める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○青木国務大臣 地方税法等の一部を改正する法律案についてその提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

地方税制につきましては、御承知の通り、昭和二十五年独立税主義の徹底、地方自主財源の増強等の基本方針のもとに大改正が行われ、その後数次にわたる改正によりまして、一応我が国の実情に沿うように整備がはかられて参り、また、国民の租税負担の現状にかんがみ、その負担の軽減、合理化が行われて参つたのであります。しかしながら、なおできる限り国民負担の軽減をはかることは国民の強い要望であり、また、さらに低所得者の税負担の軽減を中心とする税制の軽減合理化を行うこととした次第であります。

改正の方針といたしますところは、第一は、別途国税の減税と相持ち平年度七百億円の減税を行うことを旨として、零細負担の排除と負担の均衡化を重点として地方税の減税を行うことでありまして、個人の事業税につきまして基礎控除額を引き上げ、法人の事業税につきまして軽減税率の引き下げとその適用限度額の引き上げを行い、固定資産税につきまして制限税率を引き下げ、その減収額の補てん方法を定めるとともに、免税点の引き上げを行うこととしたしております。なお、このほか所得税の減税に対応する住民税の減税を昭和三十五年度以降実施すること

といたし、明年そのための所要の改正をいたす所存であります。方針の第二は、道路整備計画の推進に伴い、道路財源の充実をはかることでありまして、軽油引取税の税率を引き上げることにいたしております。以下その内容の概略を御説明申し上げます。

第一は、事業税に関する事項であります。その一は、個人の事業税についてであります。個人の事業税の基礎控除額は現行十二万円でありましたが、中小企業者の税負担の軽減をはかるため、これを年二十万円に引き上げることにいたしました。この改正によりまして年所得二十万円以下の者は非課税となるのであります。その数は七十七万五千人、現在の全納税義務者の四三％に及んでおります。また、年所得二十万円をこえる事業者についても年四千八百円の減税となるのであります。これによる減税額は、初年度六十五億円、平年度七十一億円に上ります。その二は、法人の事業税についてであります。中小法人の負担を軽減するため、一般法人の事業税の標準税率を、現行の所得年五十万円以下八％を七％に、現行の所得年五十万円をこえる年百万円以下一〇％を八％に引き下げるほか、さらに軽減税率の適用範囲を広げて所得年百万円をこえる年二百万円までの部分を、従来の二％から一〇％に引き下げることにし、また、これに引続きまして特別法人の事業税についても、所得年五十万円以下の標準税率を七％に引き下げることにいたしました。これらにより初年度二十億円、平年度三十億円の減税となるのであります。

第二は、固定資産税に関する事項であります。その一は、制限税率の引き下げ及びその減収額の補てん措置であります。現行の固定資産税の税率は、標準税率が一・四％、制限税率が二・五％でありましたが、現に少からぬ市町村が二・一％をこえる高率で課税を行なっております。これらの一部の市町村の住民負担を軽減するため、この制限税率を二・五％から二・一％に引き下げることにいたしました。これによつて生ずる関係市町村の減収額は六億円の市町村はみずれも財源がきわめて非薄でありますので、これによつて生ずる減収額は、さしあたり、昭和三十四年度においては起債をもつて補てんし、その元利償還金は国庫から補給することとし、そのため地方財政法の一部に所要の改正を加えることといたしました。なお、右の地方債は、国が資金運用部資金をもつて全額を引き受けるものとし、その利率及び償還年限等の細目については別途政令でこれを定めることとしております。その二は、免税点の引き上げについてであります。固定資産税の免税点は、現在土地及び家屋一百万円、償却資産が十百万円でありましたが、このうち土地及び家屋の免税点は、昭和二十五年本税創設以来据え置かれており、他方この間において土地、家屋の評価はおおむね二倍程度上昇いたしておりますので、零細負担の排除の趣旨から、この際免税点を土地二百万円、家屋三百万円に引き上げるとともに、償却資産の免税点についてもこれと並行して現行の十百万円を十

ります。これによる減収額は、約十億円であります。

第三は、軽油引取税に関する事項であります。道路整備事業を充実させることの緊要なることは申すまでもないことですが、特に昭和三十四年度以降は道路整備五カ年計画が強力に実施されることとなりましたので、その財源を受益者に求める趣旨から別途国税の揮発油税の税率を引き上げられることに照応いたしまして、軽油引取税におきましてもその税率を一キロリットルにつき従来の八千円を一万二千円に引き上げることとしたいたしました。この改正による増収額は、初年度四十一億円、平年度四十六億円の見込みであります。

以上申し上げました諸事項のほか、なお次のような点について規定の整備をはかっております。その一は、国税の法人税におきまして更正の請求の制度が創設されることに伴い、法人の事業税につきましても同じ制度を創設することにしたいたしました。納税者が計算の錯誤等により過額の事業税額を納付した場合においては、地方団体の長に減額更正の措置をとるべきことを請求することができるといたしました。その二は、計量法による法定計量単位が本年から実施されることとなったことに伴いまして、それぞれ規定の整備をはかりました。

なお、所得税の減税に対応する住民税の減税につきまして御説明申し上げておきます。別途所得税におきまして、扶養控除の引き上げ及び最低税率の適用範囲の最高限度額の引き上げにより初年度三百八十億円、平年度四百二十億円の減税が行われることとなっております。

が、住民税所得割についてもこれに照応して減税を行うこととし、これがため所得割のうち所得税額を課税標準とするものにあつては、税率の調整を行わないこととし、また課税所得金額または課税所得金額から所得税額を控除した額を課税標準とするものにあつては、準拠税率に所要の改正を加えることとしたことと存じます。もつともこの所得税の減税に伴う住民税の減税は昭和三十五年度以降の問題であり、これを右の改正は明年度においてこれを行いたいと存する次第であります。これらによる減税額は、昭和三十五年度において百四億円、平年度において百十八億円であります。

以上の改正によりまして、普通地方税では総額昭和三十四年度百一億円、平年度二百三十五億円の減税となり、また別途入場税法の一部改正によりまして昭和三十四年度十九億円、平年度二十三億円の地方譲与税の減税となるのであります。他方、軽油引取税の増収、国税の改正による地方税の増収等がありまして、自然増収と合せて結局、地方譲与税及び目的税を通計いたしますと、昭和三十四年度地方税収入見込額は五千七百四十六億円となり、昭和三十三年当初見込み額に比し、三百十九億円の増加となるのであります。以上が、地方税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○鈴木委員長 これより奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。

質疑の通告がありますので順次これを許します。保岡武久君。

○保岡委員 奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案が上程せられました機会に、二、三お尋ねを申し上げます。

奄美群島の復興以来すでに満五カ年を経過いたしました。その間奄美群島復興特別措置法に基く群島復興計画の実施によりまして、着々復興が進捗いたしておりますことは、まことに喜びにたえないところでございます。しかしながら、昨年第二十八回国会におきまして法律が改正せられ、従来の復興五カ年計画が十カ年に延長せられ、復興事業も総体合計いたしまして百八十二億余となり、本年は第六年目に入るわけでありまして、過去五カ年間で計画の実施に移されたのは、金額にいたしまして九十億五千万円で、そのうち国費が五十四億余でありまして、本年度は青木、愛知両大臣を初め政府の非常な御努力によりまして、十三億という従来に比し多額の国費の支弁が予定されておりますことは、復興計画推進の上から非常に心強い次第であります。なお国費も今後の予定額が二十六億六千万円でありまして、本年度から五カ年で復興計画を完了するには、群島島の努力はもちろんであります。また政府の御推進と、また政府の強力かつ熱心な施策がなければ、とうてい所期の目的を達成して、本土の住民並みの生活水準まで群島の住民の生活を高めていくことはできないのであります。この点に關しまして、まず政府が今後どういう所信で復興計画を進めていかれるか、承わりたいと存じます。

○青木国務大臣 奄美の復興につきましては、島民の皆さん方の非常な御努力によりまして、着々進捗いたしておるわけでありまして、これに對する国の施策がなまぬるいではないかという御批判も私も受けておるのであります。何といたしまして、復興計画を当初立定まして今日までの経過に見ますと、当初国が考えていたよりも、必ずしもその速度でいかたという点が確かにあるかと思ふのであります。その原因がどこにあるか、いろいろ財政の關係等もあるかと思ふのであります。一面におきましては、奄美の実情に沿うように従来のやり方に再検討を加える必要があるのではないか、こういうような観点からいたしまして、昭和三十四年度におきましては、特に公共土木事業等につきましても、従来もつぱら地元の見地におんぶして事業の進捗をはかっておたのであります。必ずしもそれが所期の進捗度をもつて工事が進まなかつたというふうなこともありましたので、御承知のように、今回は特に港湾につきましても国の直轄事業として進捗をはかるというふうな措置も講ずることとしたのであります。また、何といたしまして、奄美の復興につきましても、奄美の土地柄から申しまして、農業関係に重点を置かなければならぬと考へられますので、特に三十四年度以降におきましては、その点に重点を置きまして、たとえば土地を、土壌状態をよくするための堆肥の増産運動を展開するとか、あるいはまた畜産業をも少し大幅に取り入れるとか、こういうふうなこと。そしてまたこれと並行いたしまして、中小企業関係につ

て資金の融通に特段の配慮をしなければならぬというふうなことから、今回提案いたしましたように、資金面について新しい考え方を打ち出したのであります。五カ年計画が十カ年計画に延びたこと、その面に對しましては、まことに私も、せつなく計画したのが途中で年度を延ばすことを遺憾に存するのであります。しかし、できる限り計画を無理にやるよりは、やはり着実に所期の目的を達成するために、実行できるような案として、そうしてまた現実には効果が上るような措置をしなければならぬということ、五カ年計画を十カ年計画に変更し、そうしてまたその計画の内容につきましても、奄美の実情に即するような方法でこれを推進して参りたい、かように考えておる次第でございます。

○保岡委員 ただいま大臣から非常な御熱意のある御答弁をいただきました。幸いだと考へております。過去の経過からいたしまして、この計画を完遂するということはよほどの問題だと思ふのでございまして、奄美群島といたしましては、せつなく復興いたしまして、政府が強力なる復興計画を立ててそれを実施しておられますので、この際こそ真に群島の将来の繁栄をもたらして、日本全体に寄与することのできる素地を作るといふことにつきまして、非常に大きな期待を持って現実の諸問題と取組んでおるわけでございますので、ぜひとも今後この問題が完全には実施されますように、特段と政府の毎年々々の御努力を積み上げていただきたいということを強く御要望いたします次第であります。

なお第二に、今大臣からお話があったのでございますが、奄美大島の復興というところは、道路ができた、港ができた、あるいは学校が建つたりといふような、物的な、施設のものがほとんど復興して行くことも、非常に大きな復興の姿ではありますけれども、やはり本質的なものは経済的な復興といふことにならなければならぬと思ふのでございますが、群島民の経済力は、御承知のように、今全国に比しましておそろく半分くらいではないだらうか、かように思ふのでございす。従来公共施設の復興に重点を置かれて参りましたことも、現地の実情からやむを得ないのでございすが、群島民といふしましては、復興が進むにもかかわらず、相変わらず貧乏であるといふことにつきまして、農山漁村、中小企業等の分野におきましては、自分たちの繁栄策というものが復興計画の中に十分に樹立されてないといふことについて、相当な不満があつたわけでございます。特にこれらの零細な住民の経済力を高揚するための金融施策が、従来非常に不徹底であつたのでございすが、このことは、すでに昭和二十九年五月の第十九国会におきまして、この地方行政委員会におきまして、奄美群島復興特別措置法が可決されました際にも、附帯決議として、第五項に「現地の特殊事情に即し、一般産業の復興に関する融資についても別段の考慮をすること。」といふことになつておりましたところの、この特殊事情といふのがなかなか認められずに、多くの住民が不自由をかこつておつたわけでありす。また前年来、いわゆる金融ベースに乗らない零細な

住民の経済活動に活を入れるための特別の金融制度の確立の要望が、群島内できつめて強く唱道されて、その結果と申しますか、昨年の第二十八国会における法律改正の際、再び、特別の金融対策を講ずる等の積極的な措置をなすようにという、本委員会における附帯決議が通過をいたしておるわけでございます。ここにおきまして、政府も万難を排して、本年度一億の国費を出資せられまして、今回法律を改正して、中小規模の事業者に対して小口の事業資金の貸付業務を行う金融制度を創設せられようとしておられますことは、群島民年来の意向にこたえたものでありまして、まことに欣快にたえないところであります。しかしながら、一億の国の出資のほかに十分な資金がないのでありまして、この資金の需要といふものは、いろいろな資料によりますと、少くとも五億ないし七、八億といわれておるのでございまして、この程度の融資がなければ十分ではないのであります。これを運用していく上におきまして、相当運用資金の不足を来たすことは、目に見えておるわけでございます。そこで、来年度以降におきましては、資金の増加についてできるだけの配慮をいたしていかなければならぬ、かように考えますが、この点につきまして、政府の今後の御努力いかんといふことについてのお考えを承わりたいと思ひます。

○青木国務大臣 お話のように、奄美の資金需要の問題につきましては、私も私どもといひまして、いろいろ審議会の御意見等もありまして、総額五億四程度というよりな考えを持ちまして、三十四年度は少くとも二億円といふ考え方で予算折衝に當つて参つたのであります。しかしながら、全体の財政の問題もありまして、またもう一つには最初の試みでもありますので、今回は一億円といふことにいたしましたのであります。しかし、もともと資金需要の状況から見まして、この程度では私どもも十分と考えておりますので、来年度さらにこの点に向つて力を尽して参りたい、かように考えておる次第であります。

なお、この機会に一言、私も奄美の土地の方からいろいろお話を伺つて、私自身の抱いた気持ちを申し上げますと、なるほど資金需要の問題、これに対する融資の特別の配慮は、最も必要のことと思ふのであります。同時に、お話のありましたように、何と申しましては島民の経済力を高めるといふ問題が、私は基本的な問題ではないかと思ふのであります。そのことなして、単に資金の融通という方面だけを考へまして、これは単なる一時的な手段にしかすぎないと思ふので、基本的には、やはり経済力を高めるといふ点に重点を置かなければならぬ。その経済力を高めることと相俟つて、また経済力を高めるための資金といふふうに、両々相俟つて考えていかなければならぬ問題と考えておりますので、私も、私どもは、お話しした資金の問題につきまして、さらに一その努力をいたすとともに、島民の経済力の一その充実という点に重点を置いて参りたい、かように考えておる次第であります。

○保岡委員 ただいまの資金の今後の増資等の問題につきまして、御懇切なお答えをいただきまして、非常に感謝にたえます。

今度の法律の改正に基きまして、奄美大島群島の特殊の事情にかんがみ、港湾工事を行うことが技術的にきつめて困難であり、かつ国みずからが工事を行うことが適当であると認められる港湾につきまして、国が直轄で港湾工事を行うことができることになりましたことは、大洋のまっただ中に散在しております奄美群島の港湾の円滑な建設に資するところが非常に大きいと考えまして、喜んでおるわけでありすが、この法律の改正によつて、直ちにこれに該当する港湾は、群島の一番最南端の与論島の茶花港だと考えておりますが、この点につきまして政府はいかに考えておられますか、お聞きしておきたいと思ひます。

○青木国務大臣 お話のように奄美群島は幾つかの島から成り立つておりますので、何といたしましては船舶によつて連絡をとるほかありませんし、また島全体として、内地から遠く離れておりますので、港湾の整備といふことが最も大きな問題と私も考えておるのであります。しかしながら、御指摘もありませんように、従来の経験にかんがみますと、港の工事を予定通り進捗させるためには、国として相当の力を入れなければ困難ではないか。御承知のように非常に風の多いところでありまして、従来の経験に徴しますと、せつかく工事を始めて、途中で風のためにこれがだめになるといふようなことを年々歳々繰り返しておりますので、今回は国の直轄でもって工事を施行して、急速に港湾の整備をはかりたい。今回予定しておりますのは、御指摘のように与論島の茶花港一港を国の直轄として取り上げて参りたい

い、かように考えておる次第であります。

○保岡委員 先ほどもちよつと触れた問題でございますが、奄美群島の復興といふことは、経済復興が根本でなければならぬ、住民の生活程度が高まらなければならぬ。少くとも本土並みの程度に持ち込めないかなければならぬといふことは当然のことでございます。農業が奄美大島における基幹的産業であります、その農業のうち、特にサトウキビを作っている農家がほとんどといつてもいいくらいでございます。従つてサトウキビから作りますところの黒糖といふものが、大島における大きな換金作物になつており、島民の経済を潤しているわけでありす。この砂糖につきまして、従来砂糖消費税によりまして百斤四百円という税金が課せられておりました。これは大島の農民からいたしますならば、キビを作つて、しかもまた自分の力でごく簡単な製糖業をやつてそれを売出す。その砂糖に一たる百斤四百円の税金がかかっているといふことは、非常に重荷でございまして、もう何十年の間、この税金の軽減の問題について声が出ておつたのでございすが、なかなか砂糖消費税といふものは簡単に改正できなかつた。ところが、このたび御承知のように北海道のテンサイ糖を保護育成するといふ意味合いにおきまして、政府は精製糖の税金を、一斤二十八円を十二円六十銭に下げ、そのかわりに輸入砂糖につきまして、八円八十銭から二十六円二十一銭と、相当増額いたしました。北海道のビートの保護育成に当ることになった。その機会に、奄美群島の黒糖についても検討を加えてい

がだんだん累加いたしましたして、市町村が財政に非常に大きな影響を与えてくるような事態に立ち至った際の政府のこれに対する何らかの救済方法についてはお考えがあるか、承わりたいと思えます。

○藤井(員)政府委員 奄美の各地方団体の財政力というものが、きわめて脆弱であり菲薄であるということは御指摘の通りでございます、そういう点がございますので、諸般の事情を考慮いたしまして、特に特別措置法の制定をお願いをいたしまして、これによつて復興事業を推進するに当りまして、あるいは国が全額負担、あるいは補助率について他の一般の内地の地方団体に対するものよりも率を引き上げておるといふような、各種の特別措置を講じておりますのは、今のような事態に即応して適切な事業の推進をはかりたいといふところに出ておることは申すまでもないのであります。

ただ何がしかの財政負担といふものは、やはり地元においてやつていただくことが、全体としての群馬県民くといふことが、全体としての群馬県民の経済の自立的な復興といふものの側面を推進するといふような面からいまして、も適当なことであると思ひます。

ただそれが将来大へん累加して参ります、何とも收拾がつかないというやうな事態になりませんように、われわれといたしましてはいろいろやり方について努力をして参りたいと考えております。経済力自体も、群馬民の個々の経済力がだんだんと増して参りますれば、これに即応いたしまして地方財政にもそれぞれ好影響を及ぼしてくるわけでありまして、税収の増加その他になつて現われて参ることを期待をいた

しておるのであります。しかしながら、そういうような措置を反面において講じつつも、将来地方財政というものがいつまでもさつちもいかならないというような状況にかりに立ち至るというようないふことがございましたらば、そういうようなことにならない前に、いろいろな情勢を総合的に判断いたしまして、なお措置をとる必要があれば考え参らなければならぬ時期がくるのではないかと思っておりますが、ただいまのところでは、われわれといたしましては、特別措置法において有利な措置を講じて参つておることでもございまして、この方向においてさらに群馬県民経済の振興をはかり、それに伴つて地方財政自体も何とか十分切り抜けていくような態勢に相なりますように、指導の徹底をしたいというふうに考えておる次第でございます。

○保岡委員 奄美群島の第二の都会とされておりました瀬戸内町古仁屋が暮れの十二月二十八日の大火でほとんど全滅の悲運を招いたわけでございまして、この不幸な事件の発生に際しまして、政府並びに国民の絶大なる御同情と御救助をいただきまして、町民はもとより群島民一同が非常に感激いたしておるわけでありまして、そして政府並びに地元界の適切な御処理によりまして、復興も着々と進んでおりますが、もとより貧弱な町村で、町役場初め公共施設がほとんど全焼いたしてございまして、立ち上りに大きな重荷となつておるわけでございまして、政府におかれましては、特別交付金の特別な御配慮などで、この不幸な町の復興を、一そう援助していただきたいと、かようにすべてがお願いいたしております

が、これについてのお考えをこの際承わつておきたいと思ひます。

○藤井(貞)政府委員 古仁屋の火災対策といたしましては、離島のことでございまして、かなり困難な点もございまして、幸いにいたしまして各方面の積極的な御協力をいただきまして、相当程度の対策が講じ得られたのではないかと、いふふうに考えております。その後の、応急対策以外の対策といたしまして、災害応急の仮設住宅につきましても全部完成いたしてございまして、さらに災害公営住宅につきましても、それぞれ製図設計を済ましておるというふうな状況でございます。その他学校関係あるいは各種の立ち上り資金の手当というふうなことにございまして、万般の準備を進めておるような次第でございますし、それと併行いたしまして、どうしてもあの土地につきましては、根本的な区画整理事業を実施いたしませんと、また将来あのような悲惨な結果を招くということにも相なりますので、この際区画整理事業を抜本的にやつてみたいということ、この点につきましても、すでに事業計画につきましても大体の設計を終りまして、本年度からすでに予備費の支出等を求めまして、この事業に着手したいとおるような次第でございます。なお、当該関係の町でございまして瀬戸内町自体におかれましては、いろいろ復旧その他の対策につきましても、万全の措置を講じて努力をいたしておられるようでありまして、何分にも、いろいろ財政需要が急激にふくらんでおるというふうな点もございまして、財政が貧弱なところでございまして、政が貧弱なところでございまして、政が切力だけでこれを切り抜けること

は不可能ではないかと考えられるのであります。それらの点につきましましては、できるだけ財政負担を少くいたしまして、町自体が復興に全力をあげてやり得るよう、政府といたしまして、も万全の措置を講じて援助措置を今後とも強力に推進して参りたい、かように存じております。

○保岡委員 奄美群島の復興の諸問題につきましまして、政府から非常な熱意のある御答弁をいただきまして満足に存じます。どうぞ復興の法律ができました当初、すなわち復興の当初のような熱意なる全国民並びに国会、政府の御同情なり、今後の施策についても、あの当時の御熱意なりに劣らないお気持ちで、今後ともいろいろと御協力をいただきましますようにお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○鈴木委員 門司亮君。

○門司委員 私はおそくなって参りまして、関係の深い保岡さんからいろいろ御質問があつてどうも答弁があつたかよくわかりませんが、あるいは重複するかもしれませんが、その点一つ御了承願ひたいと思ひます。

最初に聞いておきたいと思ひますことは、この法律案の内容で、港灣の施設に關する特別の取扱ひをしますことが出来ることになつておりますが、これは今度の国会に提案されております特定港灣施設工事特別会計法案並びに特定港灣施設整備特別措置法案、この二つの法律案とどういふ関係を持つておりますか、お尋ねしておきたいと思ひます。

○藤井(貞)政府委員 今度の改正案は、現在いわゆる重要港灣として指定をされております名瀬の港だけに

いて直轄工事をやるということになつておりましたものを、範圍を広げまして、これを具体的には与論の茶花にも拡充をいたしたい。いわゆる工事施行の面についての方法論でございまして、今御指摘になりました法律案とは直接には関係がないのではないかと、いふふうに考えております。

○門司委員 そういたしますと、この法案だけではかなり不備なものがあつたのではないかと考えられるのであります。政府が今出してあります今申しました二つの法案は、日本の重要港灣におけるパースの設定を主目的とした法律案でありまして、もちろんこの奄美群島のもを特別のものとして加えれば、法案の内容から見れば加えられないことではないかもしれない。しかし現在の港灣法の規定から考へ方としてはどうであらうかという考へ方もないわけではないので、お伺ひをいたしたのであります。そのうち具体的に、具体的に一体どういふことをするとか、わづか一億圓ばかりの金を信用基金に出してやるということ、もう一つは、今お尋ねをいたしておりました港を拡充したいということだと思ひますが、具体的に一体どの程度の金を出して港をどうしようというんですか。茶花の港なんというものは、實際の問題としては、かなり経費をかけなければ港らしい港にはならぬと私は思ふ。名瀬の港がだんだん改良されておるといふことは聞いておりますが、そこで具体的にどのくらい金をかけて、どういふふうになるのか、もし自治庁でおわかりだったら、一つ内容も少し詳しくお聞かせ願つておきたいと思ひます。

○藤井(貞)政府委員 茶花の港をどの程度にやるかという御質問でありまして、これは現在復興審議会で一応の計画を立てておりますのは、全体計画といたしまして一億八千九百八十万ということに相なつておまして、三十二年度までには約一千万の事業を計画してやつておるのであります。この目標は、結局一千トン級の船舶が入り得るということを目途にやつておるのでございまして、なるべく早く集中的に、一番南端の港でもございまして、今回の改正をお願いをいたしたような次第であります。

○門司委員 私の聞いてゐるのは、そういうこともあつてしうけれども、大体どれだけの費用とどれだけの日にちがかかつて一体この港が仕上るのか、具体的に内容を明かにしておきたいと思ひます。ただどういふ法律だけでは、なかなかつきません。政府はよく法律をこしらへるけれども、実行しないのです。だから法律ができたからといって名瀬もよくなるわけではない。ほんとうに名瀬の、あるいは茶花の、奄美群島の諸君が安心できるように、この際はつきり話を聞かしておいていただきたい。

○藤井(貞)政府委員 今申しましたように、全体計画が約一億九千万でありまして、これを三十七年度に完成せしめる。これによりまして一千トン級の船が横づけになり得るようになります。うのが、具体的な計画でございまして、

○門司委員 そうして、この工事の主体はどこになりますか。

○藤井(貞)政府委員 運輸省が主体でやることになつております。

○門司委員 私は、そういうことがあろうかと考えて、先ほどの特定港灣施設整備等に対する法律案との関連性があると考えたのです。さつき言いました港灣法の関係からいいますと、結局港灣の管理者である地方の公共団体というよりな形で行うというのが大體港灣法の建前になっておる。すると、これも国でおやりになるとすれば、運輸省が出しておる法律案と関連があるのじゃないですか。施行主体はやはり国だということですね。

○藤井(真)政府委員 工事の施行主体を国にするということでございます。

○門司委員 そうすると、やはりこの特別会計にひつかかるのじゃないですか。これは除外されておりましたか。私の聞いている範囲では、今度出た法律案は、六つか七つの特定港灣の設備をするために、たとえば横浜のバースを三つふやす、あるいは神戸のバースを一つふやすということをしてるんですが、そういうことと関係なく国がやるというふうに解釈してよろしゅうございませうか。

○藤井(真)政府委員 私の理解いたしております範囲内におきましては、今の諸措置というものは、既定の重要港灣の中で非常に大きなところについての措置でございます。本件で問題になっております茶花等については関係がないものと承知いたしております。

○門司委員 大體これの施行と関係がなければ早く急いでやつてもらいたいということですね。

その次に聞いておきたいことは、今保岡さんも聞かれておりましたが、黒砂糖の税金の問題ですが、この前こうした議案が出ましたときにも、私、か

なり詳しくこの奄美の砂糖製造業に対するいろいろな問題点等については申し上げたわけでありましたが、究極にこれを申し上げて参りますと、今保岡さんからもお話がありましたように、結局黒砂糖ではどうにもならないに従つて分蜜糖にしなければならぬというところが大體結論になるかと思ひます。しかし、問題になりますのは、それへ移行する施設の改善等にかんがりの努力を払わなければ、サトウキビだけは幾らくさん作つてみたところで、これでは私はどうにもならぬと思うのだが、そういう施設その他について、この一億円で間に合うというお考えですか。

○藤井(真)政府委員 この一億を予定をいたしておりましたのは、これはもちろん砂糖だけでございせん、非常に零細な農民その他の漁民等を主体といたしまして、他の一般の市中金融機関からは融資が受けられないというやうなものに對しまして融資を適切にいたしたいというねらいで発足したものであります。いろいろ今後分蜜糖への切りかえその他の措置が起つて参る際におきましては、大きな施設等ございませうれば、これは当然国の特別金融機関でございませう。開港銀行なりあるいは農林漁業金融公庫なりというものの融資対象にもなるものがかんがひ具體的に出て参ります。その他の小規模のものにつきましては、それらの点については、かなり地元の金融機関その他の金融機関のバースに乗るものも出てくるのではないかと、いふうに考へるのでございまして、この一億でそういうものをいろいろ全部まかなつていくという趣旨ではございませう。さらに

この一億自体につきましても、先刻大臣からも御答弁がございまして、よろしうに、われわれこれでもって十分だとはもちろん考へてないのでありまして、われわれの考へ方は、初年度は一億円で、その後われわれの抱いておる目標をいたしましては、五億円程度のことはやはりほしいという考へ方を持っておる次第でございませう。

○門司委員 どうもはつきりしないやうですが、私たちの直接考へなければならぬことは、そういうあいまいな五億くらいが要るだらうということでは、これはなかなか済まされぬ。御承知のように、こういう僻地に住んでおる人たちの気持というものは、われわれが考へてやらなければならぬのは、現状に満足するとは言いかねます。概して非常にあきらめの強いという性格があるということでありませう。こういう場合に当局に考へてもらいたいと思ひます。多少余談ではあります。かつて私が奄美に参りましたときにも、戦争中並に戦後における島民の生活というものは非常に窮乏であつた。ことに茶花の港を持つております方は大體米がとれるのであります。ところが、奄美の本島では米が非常に少い。そこで諸君は非常に食糧に困つたらう、こういう話をしますと、まだソテツのある間は生きていられませうという返事をしておる。ソテツの實を食べておれば生きておられるかもしれない。しかし、それは生きておるといふだけであつて、そこには何ら発展が見られない。こういう言葉を聞きますときに、やはり離島におつて中央の文化に非常に遠ざかつておいでになる人たちの気持というものは、現状に對

してあきらめの考へ方がかなり強いのではないかと。こういうことは、特にこのうい法案をこしらへます場合に、島民の心情というものが十分くまれて、今までこれだけのものだったからこれくらいにやつたらよからうというこゝとでなくして、やはり真剣に住民のものの考へ方というものを引き立ててやるような処置を講じてやらなければ、いつまでたつても島民の生活というものは案にならない。そういうことを痛感いたします。この法律の内容だけではなかなか思ひ通りにいかないと考へる。

そこで問題になりますのは、第一段階として、黒砂糖の税金をはずしてもいいというところは、この前も申し上げましたし、それからさらに今申し上げておきますのは、これからくる分蜜糖としての精製をしなければならぬ。いわゆる製造工程の施設の改善に伴います援助というものが、非常に大きな問題になつてくる。ところがもう一つその前にありますのは、サトウキビを作つております農民に対する価格の保障というやうなものが、やはりある程度行われなければいけないのではないかと。いわゆる内地における主要農産物であります。たとえば麦にいたしましても、一定の水準を政府が規定をいたしておきます。さらに米に對しましては、はつきりした統制をとつておる。あるいは糖に對しまして、實際は守られてはおりますが、しかし、一応買上げ価格の基準を政府は持つておる。そして価格の面からくるこれらの生産者の保護をいたしておるのであります。やはりこの場合も、いろいろなそうした施設は必要だと考へま

す。日本全体から考へればきつめてわずかなものであります。それらに對しても何とか価格の維持その他についての保障が与えられないかということ。これは非常に皮肉にも、日本の南と北の端、いわゆる北海道と奄美に今砂糖のとれる土地があるのであります。北海道の方は、ある程度やはり優遇を受けております。税金もかかつておられません。いろいろな面で優遇を受けておる。しかし、これは少くとも四百万、五百万の人口のある北の端の方ではあるが、政治力としてはかなり強いのであります。従つて、いろいろな恩恵を受けておると思ひますが、南の端で、きつめて少い人口と政治力の少いこれらの諸君に對します。生産者に対する政府の処置というものは、かなり片手落ちがあるのじゃないかと思ひますが、これを自治庁の皆さんに聞いてみる。これは無理かもしれな。農林省の方に來ていただいて、そして農林大臣にお聞きする方がよいかと思ひますが、一体その辺はどうなんでしょう。もう少しめんどうを見る必要があるんじゃないかと思ひますが……

○青木國務大臣 奄美の黒糖、将来分蜜糖になつていくでございませうが、砂糖の問題、これは奄美の経済力を高めるためには最も肝要なことだと考へております。そこでいろいろだんだんのお話でありましたが、実は私も奄美の方に、この間砂糖の將來といふことが、農民の方々の氣持、今後どう発展さすたのであります。いろいろお話を承つたのであります。承つてみますと、奄美が長い間端的に申し上げますと放置されておつた。終戦前におきま

しても、砂糖生産というものが台湾の方に重点が置かれておりましたので、奄美に対しては大して関心を持たれていなかったというように、サトウキビ自体の改善と申しますか、これが非常に高めておられる。そこで奄美の生産力を高めるために、砂糖工業に重点を置いていかなければならぬ。そして、そのためにはその前提として、まずカンシヨ栽培について、農民に相当強く援助をし、指導もして、質のよいそしてたくさんとれるように栽培指導をまずやうていかなければならぬのではないかと、いろいろなことも、実は私承わったのであります。ただいま門司委員のお話のように、何分遠隔の土地でもあり、従来やもすれば等閑に付せられていた。しかしながら、この土地の住民のことを考えますれば、砂糖以外に生きる道がないという点にありまして、これは真剣にそういふ点について考えていかなければならぬのではないかと。詳しいカンシヨの糖分の状態であるとか、あるいは収穫高、そういうことを私、今日詳しくはいたしておりませんが、大ざっぱに承わりました。台湾のサトウキビ等に比較いたしますと、その成分あるいは収穫高が劣つておるといふことであります。で、まず、こういう点から国としてめんどうを見ていく必要があるのではないかと。しかも、内地であります。農業協同組合があつて、こういう問題について相当指導をするわけでありまして、奄美におきましては、農業協同組合もそこまでの力は持つておりませんので、国としてもめんどうを見ていかなければならぬのではないかと。これは資金的にも、また技術的にも、そういう

点について特段の配慮をしなければならぬと私も考えるのであります。そこで分蜜糖に変えるために工場を作る計画等いろいろ進んでおられるようでありますが、国として、そういうことについてのできるだけのめんどうを見ることも必要であります。同時に、何と申しまして直接カンシヨを生産する農民の立場に重点を置いていかなければならぬのではないかと。そこでお話をうに、それならばカンシヨの価格を政府が保証すべきではないかというところが問題になってくるわけでありまして、しかし現段階におきましては、今回も税法の改正によりまして黒糖の価格も若干有利になっておりますので、そういう面から農家の生活を守つていく。直接カンシヨの買上価格をきめるといふ一つの方法でありまして、よつて間接的にカンシヨの価格を維持していく。さらにこれと並行して技術指導をいたしまして、できるだけカンシヨの増産をはかつていく。こういうふうには両々相待つて振興をはかつていくはかはないのじやないか、かように私どもは考えているわけでありまして、しかし、お話の点は私もよく地元の人から承わりました。いかにカンシヨが地元の農民にとつて大事であるかということをも私ども痛切に考えている次第であります。

○門司委員 今の大臣の御答弁でございまして、問題は、税金を安くするからといって、それが直ちに農民にだけ響くかというところはなかなか考えられないのです。これは安くしたところによって内地の需要がふえるというところはあるいはいえるかもしれない。それから製糖業者が支払う税金が安くなるということになるかもしれない。しかし、それが農民にだけだけ響くかということになると、私は案外響かないと思つて、税金の關係は大臣の方がよく御存じと思いますが、非常に厄介なものであります。御承知のように、この話とは違ひますが、また今度の国会で行われようとしたとしております例の譲手税である入場税のごときは、どうも観覧料が高いからといって税金を下げたら、税金を下げただけ一般の観覧料金が下るかと思つたら、ちつとも下らない。基本料金を上げてきて、税金の下つただけは館主さんがもうけたか、あるいは映画会社さんがうけて、ちつとも大衆のためにはならぬのです。税金の問題は、販路を広げて割合に売りよくしていくという、こういう操作には役立ちますが、それが直ちに作つておる農民に役立つかどうかということになると、かなり大きな疑問があると思つて、そこまでいけるかどうかというところなんです。売れなくなれば仕方がないから、農民もそれで閉息するから、売れるようにした方が一つの救済法になるという回りくどい理屈はあるいは成り立つかもしれない。しかし、政治としてのあり方は、少くとも生産者が十分に採算のとれるようにして、そして生産の拡大をするところこそがやはり税金を下げる一つの大きな目的になると思つて、税金だけ幾ら下けてみたところで、生産者は引き合ななければ作りはしません。ところが、奄美の場合はそうはいつておられない。それ以外に何かそれにかわる作物があるかといへば、大した作物はない、風の当たらない谷間を利用してバナ

ナを作るとか、あるいはミカンを植えるとかいうようなことが地域的には多少行われております。しかし、これとてやはりある程度——というよりも、もっと根本的な品種の改良を行わなければ、これはとうていほかの台湾あるいはその他で作つておられますバナナと太刀打ちすることは困難だと思つて、これらの問題は、いずれも相当な手をかけなければならぬ問題であることは間違ひありませんが、しかし、ほんとうに二十万の島民が安心して生活のできるようにしていくのには、直接農民への救済、というところがあるかもしれない。援助がこれの際必要ではないかといふことを考えるのであつて、この法案だけでは——この前の国会で、私かなり強く、またかなり多くの問題を御質問申し上げましたが、そのことを考えてこの法案を見てみますと、かなりなまぬるい法案であつて、一体そんなことでどうするかといふことを言わざるを得ないのであります。価値論からいへば、あるいはこの程度でよろしいかもしれない。しかし、生きておる人間が住んでおるのでありますから、単に経済上の価値論だけでは茶花の港なども、さつきのお話では一億九千万円かけるといふことであります。それが、それなら一体あの島からどれだけの産物がとれて、この一億九千万円を償ふだけのものがあるかといふと、なかなか現実にはそうはいかぬと思つて、しかし、やはり島民の福祉を考えれば、そういう投資もしなければならぬ。そういうことが現実の姿として私は政治のあり方だと思つて、この法案については、別に法案自身に

異議があるわけではありませんが、政府としては、もう少し実態を考へて、島民のほんとうの利益になるような処置をぜひ一つ講じてもらいたい。この法案によつて、また御承知のように法案自身に書いてありますように、信用保証協会が何かにいふ金が入つて、これが基金となつて貸し出されるということになっておりますが、この点について、今日までのこうした基金が、一体奄美群島の住民にどれだけの直接の利益をもたらしたかといふことについて、かなり疑問があると思つて、もしおわかりでしたら、今まで奄美群島に政府が援助して参りましたという金の使途あるいはこれの及ぼした影響等を、この法案をあげるまでに統計が何かで示していただければ、私どもは非常に幸ひだと思つて、それから、もう一つこの際聞いておきたいと思つておることは、これは自治庁の直接所管ではありませんが、あるいは御答弁しにくいと思つて、奄美群島における林業の開拓、林産物の問題であります。これについては特別何か手を打たれておりますか。

○藤井(貞) 政府委員 林業資源というものは、奄美にはかなりあるわけでありまして、この際路となつておりますものは、結局はその積み出しの通路になります。林道の問題が非常に重要であるわけでありまして、林道整備のための計画は、復興事業で推進しておられます。そのほか造林の關係につきましても、勧奨措置を講じておられますが、根本的には、あそこでは森林資源の活用ということも同時に考へて参りませんと、運搬費その他運賃につきまして非常に割高になつて参りますの

で、非常に残念なことながら、今度の瀬戸内の大火等につきましても、その仮設住宅を作るにいたしましても、これをこなす施設が現地にない。そのために鹿児島の本島でもいろいろな木組みその他をやりまして、全部準備をして、組み立てだけでできるようにしてから船で持っていくという状況に今なっておるわけでありまして、これらの点につきましても、やはり森林資源を積み出すということも大事でございますけれども、これらを活用して、現地においてこれが十分に利用できるというような態勢も並行して考えていくことが必要じゃないかというふうに感じておるのであります。

○門司委員 今の御答弁でございますが、私がそういうことを聞きまして一つの大きな理由は、奄美の森林資源の開発についてはいろいろな問題を実は含んでおります。これは大森林の大部分は、ことに道路沿いは特定の一人の個人の所有に帰しておるといふことであります。従って、これを開発しようとすれば、個人の財産を援助するような形が生まれてきはないかという危険が多分にあるということ、これは事実だと思えます。それからもう一つは、あそこにあります木材の種類であります。土地柄御承知のように杉の木は生えないという形をとっておりまして、松の木を使えば、結局白アリがたかって、これまたむずかしいという、こういういろいろなあそこには、森林は持つておるが、それはほとんどと言っているほどかたい、炭か何かにはなるが、材木にはなかなかないがたい、用材にはなかなかないがたいというような状態です。これは今ま

で自然林だからそういうことになったのかも知れませんが、従ってそういう点等も綿密な調査が行われて、そして森林の資源の開発についても、さつき申し上げましたような事情で、十分な用意とそれから策が必要だと思えますが、同時に、やはり今までのような自然林をそのまま放置しておくといううなことは、私は林業の発達というものはあそこにはあり得ない。せつかくかなり大きな山を持つておるのでありますから――山を持つておるといふよりも全体が山ですから、何かあそこを手を入れることによって、あるいは植林の方法、技術等によつて検討され、研究された結果、奄美に適した植林あるいは奄美に適した林産物というものがあるならば非常に幸いだと思えますが、それらの点についての経費というよりなものは、もちろん私はこの法律の中に書かれておるものの中には含まれていないと思うのだが、鹿児島県等に対して何らかの援助をいたしておりますか。

○藤井(貞)政府委員 それらの点につきましては、先刻も申し上げましたように、いろいろの措置を一応は計画をいたしておるのであります。先般御審議をいただきました御決定をいたしまして、今後どの事業計画の延長によりまして、今後どのような重点を置いて事業を実施していくかということにつきまして、審議会でいろいろ御審議をいただいたのであります。その中の事業の種類というもののについて若干申し上げますと、先刻も触れましたが、造林の奨励あるいは育苗圃の設置、それから林道開設、木炭倉庫、公有林の整備、移動製材所の設置、その他簡易

索道の設置等につきましても、いろいろ計画をいたしておるのであります。しかし、今御指摘に相なりましたように、もっと根本的に、向うの樹種自体について問題があるのではないかと。また造林奨励をやるといっても、それが村全体の、あるいは住民全体の福祉に貢献するような格好に持つていくにはどういうふうにやったらいいのかといううな基本的な問題については、私といたしましては、やはりもっと徹底した本格的な調査というものが必要であるように考えておるのであります。そういうような意味合いで、専門家に委嘱いたしました調査のことも従来も若干やつて参りましたが、まだまだ満足な結果が得られておるとは思いません。しかし、奄美復興計画事業費全体の中で、調査費というものの事柄の性質上かなり見込んでおるわけでありまして、そういうような根本的な本格的な調査というようなことも、今後とも重点的に進めていってはどうかという考え方は持つておる次第であります。

○鈴木委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十四分散会

昭和三十四年二月二十日印刷

昭和三十四年二月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局